

中央水産研究所魚類取扱指針

平成28年6月1日

平成28年6月1日付28水機中第195号

1. 目的

本指針は、中央水産研究所において魚類を用いた動物実験等を実施する際に遵守すべき事項を示すことを目的とする。

2. 定義

「動物実験」とは、学術研究あるいは生物学的材料採取のために、動物になんらかの拘束、処置を加えることをいう。なお、魚類の種苗生産や育種改良を目的とする試験研究ならびに生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養・保管、または野生動物を対象とした野外調査は動物実験等に該当しないが、動物実験計画書を提出することができる。

「実験動物」とは、動物実験に供するための魚類をいう。なお、哺乳類の取扱は、別途定める中央水産研究所動物実験に関する指針による。また、上記以外の動物を用いる試験研究においても、動物実験計画書を提出することができる。

「実験者」とは、動物実験を実施する研究者等をいう。

「飼育施設」とは、実験動物の維持、繁殖、飼育、保管および動物実験を行う場所をいう。

3. 基本三原則

実験に用いる動物の生命を尊重し、動物の人道的取り扱い及び福祉を最大限に追及するために、以下の三原則の順守に努力を払わなければならない。

- 1) 改善: 実験に伴う動物の苦痛やストレスを最小限に抑える。
- 2) 代替: 動物実験に代替することのできる方法を積極的に取り入れる。
- 3) 削減: できるだけ少数の実験動物で実験を行う。

4. 実験計画の承認

実験者は、基本3原則に即した動物実験計画を立案する。実験者は、動物実験に先立ち、動物実験計画書を動物実験委員会に提出して審査を受け、承認を受けることができる。

5. 動物実験ファイルの作成

実験者は、動物実験の実施状況を記載した動物実験ファイルを作成しなければならない。

6. 飼育施設

飼育施設は、魚類に対するストレスを最小限にし、作業員にとって安全な環境を保証で

きなればならない。

7. 排水処理

下水道に排水する場合は、汚染物質と病原体除去しなければならない。

8. 疼痛・身体拘束等による苦痛の除去、軽減

実験者は、動物に苦痛を与えないように、特に実験中は最大限の努力を払わなければならない。

9. 実験終了後の処置

実験終了後に動物を処分する時には、動物福祉の観点に沿った安楽死処置をしなければならない。

10. 管理施設外での動物の飼育の禁止

実験動物の飼育、繁殖は実験施設内でのみ行い、逸出を防止する措置を講じる。

附則 [平成28年6月1日付28水機中第195号] 本指針は、平成28年6月1日から施行する。